

# 「仙台市屋外広告物条例」を改正しました

## ●屋外広告物条例の改正について

景観法に基づく『仙台市「杜の都」景観計画』に定める広告物に関する制限を反映し、地域特性に応じたきめ細やかな規制と誘導を行い、良好な景観形成を図るため、仙台市屋外広告物条例を改正しました。尚、改正にあたっては、仙台市屋外広告物審議会での議論や、市民意見の募集でいただいたご意見を踏まえて見直しを行いました。詳細につきましては仙台市ホームページをご覧ください。HPアドレス：<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/index.html>  
※改正後の屋外広告物条例は、一部を除いて平成21年7月1日から適用になります。

## ●屋外広告物条例とは

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、私たちの日常生活に大きな役割を果たしています。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、街の景観を損なうことがあったり、時には市民に思わぬ危害を及ぼすこともあるため、市では屋外広告物が適正に掲出されるように、条例により屋外広告物のルールを定めています。

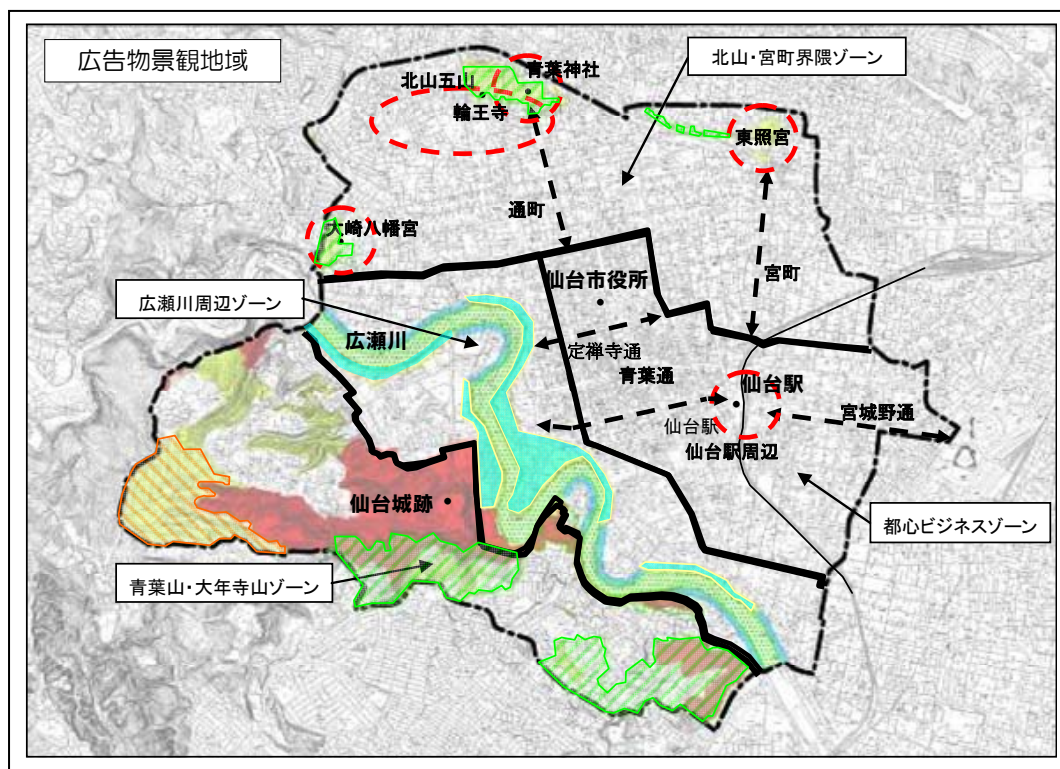
屋外広告物とは...

①常時又は一定の期間継続して ②屋外で ③公衆に表示されるもので、その表示内容は、個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、商標やシンボルマークなどの記号表示などまでも含まれます。また、その表示内容が営利を目的とするものに限りません。

## ●屋外広告物条例の見直しの概要

### (1) 広告物景観地域の創設

- ・景観計画で指定する「景観重点区域」を「広告物景観地域」に指定します。
- ・「広告物景観地域」では、景観計画に即して具体的な基準を示し許可基準となる「広告物設置基準」と、より望ましい基準として「広告物誘導基準」を設定し、地区の特性に応じたきめ細やかな規制と誘導を図ります。



拡大図は[こちら](#)へ

- (2) 広告物設置基準
- ・ 広告物景観地域のゾーン毎に定める「広告物設置基準」は、現行の許可基準に、景観計画に定める広告物に関する制限に即した内容を追加するものです。(裏面参照)
- (3) 広告物誘導基準
- ・ 良好な景観形成を積極的に誘導すべき事項について「広告物誘導基準」として定め、優良な広告物の誘導を図ります。(裏面参照)
- (4) 広告物景観地域の推奨策
- ・ 良好な景観形成に積極的に貢献すると認める以下の広告物については許可期間を通常の2倍の期間に延長します。(例：3年 ⇒ 6年)
    - ① 「広告物誘導基準」に沿って、ビル単位で広告物協定や景観協定を締結した広告物
    - ② 広告物モデル地区の「美観維持基準」に適合する広告物
  - ・ 仙台駅周辺西口(区域は裏面参照)で、特に良好な景観形成を積極的に誘導する地域の許可期間の短縮を講じます。(例：3年 ⇒ 2年)
- (5) 経過措置
- ・ 条例改正前に許可を受けて表示している広告物で、広告物設置基準に適合しないものについては、経過措置として6年間引続き許可を受けて掲出することが出来ます。
  - ・ なお、この経過措置期間中に、新たな基準へ適合させる改善時期や方法を明記した計画書を提出した場合には、耐用年数の残余期間を限度として掲出することが出来ます。
  - ・ 但し、広告物を改修や変更をする時には、新たな基準への適合が必要になります。
- (6) 屋外広告物審議会と景観審議会の統合
- ・ 景観を構成する重要な要素である広告物を含め、一体的に景観形成について審議を行うため屋外広告物審議会と景観審議会を統合し、新たに景観総合審議会を設置します。

## 平成 14 年改正による経過措置について

平成 14 年 8 月 1 日の仙台市屋外広告物条例改正により、広告物の禁止地域、禁止物件、許可地域及び許可基準についての規定が見直されました。

平成 14 年 7 月 31 日以前から掲出されている広告物で、新たな基準に適合しないものについては、平成 24 年 7 月 31 日(又は耐用年数の残余期間)まで引続き許可を受けて表示することができますが、その間に改修をして現行許可基準に合わせるか、期間満了に伴い除却をしていただくこととなります。

### 問い合わせ先

都市整備局 計画部 都市景観課 Tel 022-214-8288 (直通)

#### 各区役所

青葉区役所 建設部 街並み形成課 Tel 022-225-7211 (代表)

宮城野区役所 建設部 街並み形成課 Tel 022-291-2111 (代表)

若林区役所 建設部 街並み形成課 Tel 022-282-1111 (代表)

太白区役所 建設部 街並み形成課 Tel 022-247-1111 (代表)

泉区役所 建設部 街並み形成課 Tel 022-372-3111 (代表)

# 広告物景観地域の許可基準（追加・変更分）・誘導基準

			広瀬川周辺ゾーン	青葉山・大年寺山ゾーン	北山・宮町界隈ゾーン	都心ビジネスゾーン
共通基準			<p>○形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランス良い配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。</p> <p>○色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。</p> <p>○一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。隣接建物の広告物とも配置を揃える等、互いの調和に配慮する。</p> <p>【青葉通・定禅寺通・宮城野通（市道青葉通線、市道定禅寺通線、市道宮城野通線の沿道）】</p> <p>○屋上広告物は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。</p> <p>○壁面広告は、低層階（3階以下）に集約化し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。</p>			
種別 毎 基準	屋上広告物	種類	●自己用（管理用を含む）のみ（国道4号・48号・旧4号の各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く）	●自己用（管理用を含む）のみ	●地上高30m以上は、自己用（管理用を含む）のみ	●地上高45m以上は、自己用（管理用を含む）のみ
		面積・高さ	●屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内 ●高さ5m以内（国道4号・48号・旧4号の各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く）	●屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内 ●高さ5m以内	●屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内、地上高30m以上は、1面40㎡以内 ●高さ5m以内（商業地域を除く）	●地上高45m以上は、1面40㎡以内 【仙台駅周辺西口】 ●高さは建物高さの1/3以内
		形態・意匠	●光に動きや点滅する照明装置は使用しない。（国道4号・48号・旧4号の各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く）	●光に動きや点滅する照明装置は使用しない。	●社寺の指定する建造物（表1）から100m以内の広告物には、光に動きや点滅する照明装置は使用しない。	●広告面の向きは建物壁面にそろえる。 【仙台駅周辺（仙台駅から概ね500m以内の範囲）】 ○青葉通と東五番丁交差点から仙台駅越しに見える広告物については駅舎名よりも過大なものとししない。 ○新幹線ホームやペDESTリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。
	壁面広告物	種類	●4階以上の部分は自己用（管理用を含む）のみ	●4階以上の部分は自己用（管理用を含む）のみ	●地上高30m以上は、自己用（管理用を含む）のみ	●地上高45m以上は、自己用（管理用を含む）のみ
	面積・高さ	●屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内	●屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内	●屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の1/3以内、地上高30m以上は、1面40㎡以内	●地上高45m以上は、1面40㎡以内	
	形態・意匠	●光に動きや点滅する照明装置は使用しない。	●光に動きや点滅する照明装置は使用しない。	●社寺の指定する建造物（表1）から100m以内の広告物には、光に動きや点滅する照明装置は使用しない。 ●歴史的通り（表2）沿いの3階以上の壁面に設置する袖看板は、道路への突出を禁止	【仙台駅周辺西口】 ●4階以上の壁面には、1壁面につき壁面広告物、突出し広告物（袖看板）どちらか一つの種別。ただし、集約して設置する場合は壁面広告物、突出し広告物（袖看板）それぞれ1箇所ずつは可能。 ●道路に面しない4階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみ ●4階以上の窓面に貼付けて表示しない 【仙台駅周辺（仙台駅から概ね500mの範囲）】 ○ペDESTリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。 ○懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。	
	地上広告物	—	●自己用（案内誘導用・管理用を含む）のみ ●高さ10m以内 ●表示面積は1面15㎡以内、合計30㎡以内	●社寺の指定する建造物（表1）から100m以内の広告物には、光に動きや点滅する照明装置は使用しない。	—	

凡例 ●：許可基準 ○：誘導基準

## ■（表1）社寺の指定する建造物

名称	指定する建造物
大崎八幡宮	国宝・重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物
東照宮	重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物
青葉神社	石鳥居
輪王寺	山門
資福寺	山門
覚範寺	山門
東昌禅寺	山門
光明寺	山門
満勝禅寺	山門

## ■（表2）歴史的通り

路線名	区間
市道青葉神社通線	全区間
市道宮町通線	全区間
市道宮町小松島線	市道北六番丁線との交差点から市道五城中学校南通線との交差点まで

## ■仙台駅周辺西口

（.....に面する敷地が対象）

